

## 令和8年度農作業安全ポスターデザインコンテスト実施要領

### 1. 表彰行事の名称

令和8年度農作業安全ポスターデザインコンテスト

### 2. 目的

農作業事故死亡者数は、近年減少傾向にありましたが、令和6年は287人となり、前年より急増(51人)しました。これに伴い、就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人に増加し、他産業との差が更に拡大していることから、農作業事故防止に向けた対策を強化し、事故件数を減少に転じさせることが極めて重要な課題となっています。

このため、農作業安全確認運動の一環として、農作業安全に対する国民意識の醸成及び効果的な推進を図ることを目的とした農作業安全ポスターデザインコンテストを開催することとし、優秀な作品についてこれを表彰するとともに、農林水産大臣賞受賞作品については、農作業安全運動啓発ポスター等に採用いたします。

### 3. 実施主体

一般社団法人日本農業機械化協会

### 4. 共 催

(株)日本農業新聞

### 5. 後 援

農林水産省、農研機構・農業機械研究部門、一般社団法人日本農業機械工業会、全国農業機械士協議会

### 6. 表彰点数

農林水産大臣賞 1点(賞状)  
日本農業機械化協会会長賞 1点(賞状)  
日本農業新聞賞 1点(賞状)  
入賞 10～20点

### 7. 応募要件

テーマ：『しめよう！ シートベルト ～着用義務化が始まります～』

農作業中の死亡事故が多発している状況が継続しており、特に乗用型トラクターをはじめとする機械の転落・転倒による死亡事故が多くを占めています。

このような状況を踏まえ、道路運送車両の保安基準改正により、令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクターにおいて、道路を走行する際にはシートベルト着用が義務付けられることとなりました。

このことから、義務化の対象とならない乗用型トラクターも含め、シートベルトの着用を呼びかけるため、ポスターの図柄は乗用型トラクターとし(運転席等の一部でも可)、テーマ『しめよう！シートベルト～着用義務化が始まります～』についてもポスターに必ず記載してください。

また、シートベルト着用と合わせて、①機械の転落・転倒防止とヘルメット等万一方の場合の防護策、②機械の安全点検の実施、③ひとり作業の場合の携帯電話持参や作業場所を周囲に知らせておく、④農業者の知識不足が原因となる場合も

ありうることから、正しい知識と対策を安全研修で学ぶこと、などの注意事項も必要に応じて記載できるものとします。なお、未公表でオリジナルのものに限ります。

- 募集対象 絵画・イラスト・CG・写真などの平面作品  
応募資格 制約なし  
応募点数 制限なし（ただし、作品1点につき、必ず応募用紙1枚を記入して下さい）  
作品サイズ 応募作品は必ず「A4又はA3サイズ・タテ」で応募して下さい。  
なお採用された作品は「B2サイズ・タテ」で印刷・掲示するのでB2判で印刷されることを想定したデザインにして下さい。

## 8. 応募

応募しようとする者は、応募作品とともに別紙の応募用紙に必要事項を記入し、作品とともに下記の応募先へ郵送又はメールにて提出するものとします。

応募先住所：〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16  
一般社団法人日本農業機械化協会内  
ポスターデザインコンテスト事務局担当 宛  
応募先アドレス：poster@nitinoki.or.jp

## 9. 応募期間

令和8年6月1日（月）～8月31日（月）（当日消印有効）

## 10. 審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、農作業安全対策に関し学識経験等を有する委員等で構成する審査委員会を設置します。

審査委員会の委員は、日本農業機械化協会会長が委嘱するものとします。審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定めます。

審査委員会は、コンテストの応募テーマに照らして審査し、表彰の候補を選定します。

その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとします。

## 11. 受賞作品の公表

受賞作品は、本年10月頃に農林水産省ホームページ、日本農業機械化協会ホームページにて公表することとします。なお、受賞作品の公表に当たっては、受賞者の住所（都道府県名のみ）及び氏名（ペンネーム可）を併せて公表します。

## 12. 表彰式

- （1）「農林水産大臣賞」、「日本農業機械化協会会長賞」及び「日本農業新聞賞」受賞者を対象に表彰式を実施します（本年11月を予定）。
- （2）上記以外の入賞者に対しては、ホームページでの公表をもって表彰に代えることとします。

## 13. 受賞作品の活用

農作業安全対策の推進に資するため、農林水産大臣賞受賞作品については、原則として農作業安全運動啓発ポスター等に採用します。また、受賞作品については、農林水産省ホームページや日本農業機械化協会ホームページ、日本農業新聞紙面に掲載するなど、広く紹介します。

#### 14. 注意事項

- ・ 応募に際して事実関係の誤認を含む作品や、誤った表現に注意して下さい。
- ・ 応募作品は、応募者又は応募者が本コンテストに応募することについて同意した者が、自らの着想に基づき制作した未発表のものに限ることとします。
- ・ 知的財産権など第三者の権利を侵害するものは、応募作品とすることができません。第三者の知的財産権を侵害する疑いのある作品については、審査結果後であっても受賞を取り消すことがあります。
- ・ 入賞作品に関する一切の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められる権利を含む。）は日本農業機械化協会に帰属することとし、応募者は、日本農業機械化協会が入賞作品に関して行う、利用、管理、処分等の行為について、著作者人格権を行使しないものとします。
- ・ 応募作品について、著作権等に関する争議が生じた場合、日本農業機械化協会は一切責任を負うことができません。
- ・ 写真を使用し、人物が被写体となっている場合、あらかじめ被写体の方の承諾を得て応募して下さい。
- ・ 作品は折り曲げたり丸めたりせずに送付して下さい。
- ・ ポスター作成の際、受賞者と相談の上、オリジナリティを損なわない程度に修正・補作することがあります。
- ・ ポスターの下部に、農作業安全の推進に関する記載等を追記するため、作成様式を参考に余白箇所を設けて作製してください。
- ・ 審査状況や審査結果に関する問合せには原則として応じられません。
- ・ 応募作品は原則として返却はいたしません。

担当：一般社団法人日本農業機械化協会内  
農作業安全ポスターデザインコンテスト事務局  
TEL:03-3297-5640（直通）  
e-mail:poster@nitinoki.or.jp